

令和5年度 介護サービス事業者説明会

浜松市健康福祉部介護保険課

非常災害対策

目 次

非常災害対策

◆非常災害対策

| | |
|--------------------------|---|
| 非常災害対策について | 1 |
| 1. 業務継続計画（BCP）の内容について | 1 |
| 2. 業務継続ガイドラインについて | 2 |
| 3. 業務継続計画（BCP）に基づく研修及び訓練 | 4 |
| 4. 避難確保計画について | 6 |
| 5. 避難確保計画に基づく訓練の実施について | 6 |
| 6. 浜松市防災マップ | 7 |
| 7. 非常災害に関する具体的計画 | 8 |

非常災害対策について

| | 業務継続計画（BCP） | 避難確保計画 | 非常災害に関する具体的計画 |
|------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 対象 | 全サービス | 浸水想定区域又は 土砂災害（特別）警戒区域内 の要配慮者利用施設 | 入所・入居系サービス 通所系サービス |
| 根拠規定 | 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第30条の2 他 | 「水防法」第15条の3 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第8条の2 | 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第103条 他 |
| 内容 | 感染症や非常災害等の発生時に、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 | 洪水時等や急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合において、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画 | 消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画 |
| 留意点 | 令和6年4月1日までに 策定しなければならない（令和6年3月31日までの間は努力義務） 計画に関する研修及び訓練の実施も必要 | 平成29年に該当施設計画の策定が義務化 令和3年に計画に基づく避難訓練の結果報告が義務化 | 関係機関への通報及び連携体制の整備をすること 定期的な訓練の実施も必要（地域住民の参加が得られるよう努めること） |

1. 業務継続計画（BCP）の内容について

（1）感染症に係る業務継続計画

- ① 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ② 初動対応
- ③ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

（2）災害に係る業務継続計画

- ① 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等）
- ② 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ③ 他施設及び地域との連携

各項目の記載内容については、厚生労働省が示す「業務継続ガイドライン」を参照すること。

2. 業務継続ガイドラインについて

BCP作成に資するため、厚生労働省が、

① 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

② 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

を示している。必ず、当該ガイドラインを参照の上、地域の実態等に応じたBCPを作成すること。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/doug_a_00002.html

<研修動画・ひな形について>

厚生労働省公式ホームページに、業務継続ガイドライン及び研修動画が公開されています。

ここから業務継続ガイドライン及びひな形をダウンロードできます。

また、様式ツール集及び例示入りひな形も公開されています。

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成を支援するために、研修を開催しました。研修時の資料と作成手順の研修動画（令和3年度）を掲載しましたので是非ご覧ください。総論等もご視聴いただきますとより理解を深めることができますので併せてご利用ください。

ガイドライン資料と研修動画の構成

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等については、こちらからダウンロードしてください。

<新型コロナウイルス感染症編>

・[新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン](#)

・[様式ツール集](#)

・[感染症ひな形（入所系）](#) ・[感染症ひな形（通所系）](#) ・[感染症ひな形（訪問系）](#)

【例示入り】<R3年度>

・[感染症ひな形（入所系）](#) ・[感染症ひな形（通所系）](#) ・[感染症ひな形（訪問系）](#)

<自然災害編>

・[自然災害発生時の業務継続ガイドライン](#)

・[自然災害ひな形](#)

【例示入り】<R3年度>

・[自然災害ひな形（共通）](#) ・[自然災害ひな形（サービス固有）](#)

ここから研修動画を御覧いただけます。

動画は、項目ごとに分けて格納してありますので、必要箇所を確認の上、受講してください。

動画の構成

| 総論 | 新型コロナウイルス感染症編 | 自然災害編 |
|----------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 1: BCPとは | 2: 共通事項 3: 入所系 4: 通所系 5: 訪問系 | 6: 共通事項 (概要編) 7: 共通事項 8: 通所サービス固有事項 9: 訪問サービス固有事項 10: 居宅介護支援サービス固有事項 |

※項目をクリックするとページ内の動画に移動します。

↓ YouTubeプレイリスト

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

厚生労働省
10本の動画 17,675回視聴 最終更新日: 2021/02/26

▶ すべて再生

1 ①「介護事業者における業務継続計画（BCP）について」
厚生労働省・13万回視聴・2年前

2 ②「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画（BCP）作成のポイ...」
厚生労働省・6.4万回視聴・2年前

【出典】
厚生労働省公式HP
「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

ひな形（例示入り）の活用について

業務継続計画(BCP)
新型コロナウイルス感染症編
(介護サービス類型：入所系)

法人名 : 社会福祉法人 ●●会
施設・事業所名 : 特別養護老人ホーム ●●の里
代表者名 : ●● ●●
管理者名 : ●● ●●
所在地 :
電話番号 :
作成日 : 2021年11月11日
改訂日 :

※BCP作成にあたっての注意事項
※本ひな形における各項目は、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」の構成に対応しています。
※本ひな形は各施設・事業所のサービス類型、特徴等に応じ、適宜変更して活用いただくことを想定しています。文字の色の意味は、下記のとおりです。
黒字の部分は、BCPの内容を確認し、必要に応じて修正・追加・削除してください。
青字の部分は、BCP作成の手順です。手順に従い補足・様式資料を作成してください。
赤字の部分は、施設名等の固有のもので、修正してください。
※本ひな形のExcelのシートの意味は、下記のとおりです。
シートが赤は、サンプルが記入済みですので、見直し修正してください。
シートが緑は、記録の様式ですので印刷して活用してください。

業務継続計画(BCP)
自然災害編
(介護サービス類型：共通)

法人名 : 社会福祉法人 ●●会
施設・事業所名 : 特別養護老人ホーム ●●の里
代表者名 : ●● ●●
管理者名 : ●● ●●
所在地 :
電話番号 :
作成日 : 2021年11月11日
改訂日 :

※BCP作成にあたっての注意事項
※本ひな形における各項目は、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」の構成に対応しています。
※本ひな形は各施設・事業所のサービス類型、特徴等に応じ、適宜変更して活用いただくことを想定しています。文字の色の意味は、下記のとおりです。
黒字の部分は、BCPの内容を確認し、必要に応じて修正・追加・削除してください。
青字の部分は、BCP作成の手順です。手順に従い補足・様式資料を作成してください。
赤字の部分は、施設名等の固有のもので、修正してください。
※本ひな形のExcelのシートの意味は、下記のとおりです。
シートが赤は、サンプルが記入済みですので、見直し修正してください。
シートが緑は、記録の様式ですので印刷して活用してください。

ひな形（例示入り）の活用について

| 分類名称 | 定義 | 業務例 | 出勤 | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| | | | 30% | 50% |
| 業務の基本方針 | | | 生命・安全を守るために 必要最低限のサービスを提供 | 食事、排泄を中心 その他は休止または減 |
| A:継続業務 | <p>赤字部分を参考にし、事業所の実態に合った内容に修正することで、BCPが作成ができるようになっていきます。</p> <p>また、既にBCPを作成済の事業所も、赤字部分を確認し、必要に応じてBCPの追記・修正に活用できます。</p> | 食事(災害時メニュー、朝夕のみ) 排泄(オムツを利用) 医療的ケア(必要最低限) | 食事(災害時メニュー、簡易食品) 排泄(ほぼ通常通り) 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭 | |
| B:追加業務 | | 利用者家族等への各種情報提供 空間的分離のための部屋割り変更 施設内の消毒 特定接種、集団接種対応 出勤者の確保、シフト調整 施設内、法人内応援者の手配 行政、関連団体等への応援要請 給食、清掃、洗濯業務の見直し | 利用者家族等への各種情報提供 空間的分離のための部屋割り変更 施設内の消毒 特定接種、集団接種対応 応援者の受入、教育 法人内の玉突き支援 行政、関連団体等への応援要請 給食、清掃、洗濯業務の見直し | |

3. 業務継続計画（BCP）に基づく研修及び訓練

| | 研修 | 訓練 |
|------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 頻度 | 定期的 (施設系サービス:年2回以上、その他のサービス:年1回以上) 新規採用時 | 定期的 (施設系サービス:年2回以上、その他のサービス:年1回以上) |
| 内容 | 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容の共有 平常時の対応の必要性 緊急時の対応に係る理解の励行 | 事業所内の役割分担の確認 感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等 |
| 留意事項 | 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 | 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。 |

◀参考資料▶

BCP策定に当たり、必要に応じてこれらの資料も参考としてください。

・「介護施設における事業継続計画（BCP）作成支援ツール」のデータ提供について（静岡県）

【URL】 <https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/1040734/1040733/1023358.html>



・介護施設の防災・減災ガイド（令和4年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等業））

【URL】 <https://bousai-fukushi.org>



非常災害対策について（再掲）

| | 業務継続計画（BCP） | 避難確保計画 | 非常災害に関する具体的計画 |
|------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 対象 | 全サービス | 浸水想定区域又は土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設 | 入所・入居系サービス 通所系サービス |
| 根拠規定 | 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第30条の2 他 | 「水防法」第15条の3 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第8条の2 | 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第103条 他 |
| 内容 | 感染症や非常災害時の発生時に、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 | 洪水時等や急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合において、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画 | 消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画 |
| 留意点 | 令和6年4月1日までに策定しなければならない（令和6年3月31日までの間は努力義務） 計画に関する研修及び訓練の実施も必要 | 平成29年に該当施設計画の策定が義務化 令和3年に計画に基づく避難訓練の結果報告が義務化 | 関係機関への通報及び連携体制の整備をすること 定期的な訓練の実施も必要（地域住民の参加が得られるよう努めること） |

4. 避難確保計画について

平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が一部改正され、
浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用
施設において、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**
となりました。



浜松市防災マップで施設（事業所）が浸水想定区域又は
土砂災害(特別)警戒区域内かどうかを確認し、
該当する場合には避難確保計画を作成し、市へ届け出てください。

5. 避難確保計画に基づく訓練の実施について

令和3年5月に、水防法及び土砂災害防止法の一部が改正され、浸水想定区域
又は土砂災害（特別）計画区域内の要配慮者利用施設において、避難確保計画
に基づく**避難訓練の結果を施設管理者が市へ報告することが義務化されました。**



対象施設は避難確保計画に基づく訓練を実施し、
**訓練実施後概ね1月以内に、下記の専用のフォームにより、
訓練結果を報告してください。**

【報告用フォーム】
<https://logoform.jp/form/Savd/252505>



6. 浜松市防災マップ

① 浜松市内の浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域の確認方法

浜松市防災マップにおいてレイヤー選択により、施設が区域に該当するか確認ができます。

浜松市ホームページ → 検索「浜松市防災マップ」 → 関連リンク「浜松市防災マップ」 → レイヤーリストの中から浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域を選択



選択レイヤー一覧

- 土砂災害（特別）警戒区域を確認する場合
 - ・土砂災害警戒区域 地すべり
 - ・土砂災害（特別）警戒区域 土石流
 - ・土砂災害警戒区域 土石流
 - ・土砂災害（特別）警戒区域 急傾斜地の崩落
 - ・土砂災害警戒区域 急傾斜地の崩落
- ※「特別警戒区域」はレッドゾーンの事を指し、「警戒区域」はイエローゾーンの事を指します。
- 浸水想定区域（洪水）を確認する場合
 - ・阿多古川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
 - ・安間川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
 - ・都田川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
 - ・馬込川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
 - ・芳川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
 - ・天竜川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
 - ・非伊谷川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
 - ・約橋川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
 - ・二俣川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
 - ・気田川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
 - ・水窪川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
- 浸水想定区域（内水）を確認する場合
 - ・新川・鬼馬川流域内水浸水想定区域
 - ・高塚川流域内水浸水想定区域
- 浸水想定区域（津波）を確認する場合
 - ・津波新水域図 南海トラフ巨大地震 レベル2重ね合わせ図_第4次想定

非常災害対策について（再掲）

| | 業務継続計画（BCP） | 避難確保計画 | 非常災害に関する具体的計画 |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------|
| 対象 | <対象サービス> 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 | | 入所・入居系サービス 通所系サービス |
| 根拠規定 | | | 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第103条 他 |
| 内容 | | | 消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画 |
| 留意点 | | | 関係機関への通報及び連携体制の整備をすること 定期的な訓練の実施も必要（地域住民の参加が得られるよう努めること） |
| 業務計画に関する研修及び訓練の実施も必要 | 令和5年に計画に基づく避難訓練の結果報告が義務化 | | |

7. 非常災害に関する具体的計画

介護サービス事業者の 義務

- ① 非常災害に関する**具体的な計画の作成**
- ② 非常災害時の関係機関への**通報及び連絡体制の整備**
(地域の消防機関への速やかな通報体制、消防団や地域住民との連携など)
- ③ **定期的に従業者に周知** 記録を残す
- ④ **定期的に避難、救出その他必要な訓練**

【参考資料】

『令和3年度版 高齢者福祉施設における災害対応マニュアル
～入所施設、通所施設のための災害マニュアル～』
静岡県健康福祉部福祉長寿局

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-210/chouju/keikaku/saigaitaioumanyuaru/r3saigaitaioumanyuaru.html>

・浜松市ホームページ

(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>)

※ホーム> 消防・防災> 防災> 防災情報> 高齢者等避難
/避難指示/緊急安全確保
避難準備情報 など

・浜松市防災ホッとメール (メール配信サービス)

(<https://service.sugumail.com/hamamatsu/html/>)

配信情報
緊急情報
地域情報
気象情報 など

メール配信サービスの登録は無料 (通信費は利用者負担) ですので、
管理者等は同サービスを活用し、情報収集に努めてください。

地震・風水害に関する報告について

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 報告方法 | 災害時情報共有システムへの登録 |
| システムURL | https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/23/ |
| 報告の流れ | <p>① 国による災害情報の登録 災害発生時又は災害発生の警戒を要する状況となった場合、厚生労働省が災害時情報共有システムに災害情報を登録する。</p> <p>② 市から介護保険施設等への周知 厚生労働省が災害情報を登録したことを把握し次第、市は、介護保険施設等に災害情報の周知及び被災状況報告を依頼する。</p> <p>③ 介護保険施設等による被災状況の報告 介護保険施設等は、災害時情報共有システムを用いて、被災状況等を報告する。</p> |

地震・風水害に関する報告について

報告の要否

| サービス種別 | 被害があった場合 | 被害がなかった場合 |
|------------|----------|-----------|
| 入所・入居系サービス | 要報告 | 要報告 |
| 通所系サービス | 要報告 | 可能な限り報告 |
| その他サービス | 要報告 | 可能な限り報告 |

※報告には、システム上、全ての必須項目を選択する必要がありますが、再度報告することが可能ですので、**第一報は迅速性を優先**し、発災時に把握している状況に基づき入力（報告）してください。

地震・風水害に関する報告について

- ① 浜松市公式ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)
- ② ホーム→創業・産業・ビジネス→福祉・介護→介護保険事業者及び従業員の皆様へ

🏠 ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 > 介護保険事業者及び従業員の皆様へ

更新日：2022年 月 日

介護保険事業者及び従業員の皆様へ



- ③ 3. その他→地震・風水害の被害を受けた場合は（災害時情報共有システムを用いた報告）

3. その他

- 事故が発生した場合は
- 地震・風水害の被害を受けた場合は（災害時情報共有システムを用いた報告）
- 地震・風水害の被害を受けた場合は（FAXを用いた報告）
- 感染症・食中毒が発生した場合



- ④ 「災害時情報共有システムを活用した被災状況の報告について」というページが表示されますので、このページを確認し、報告方法を把握の上、必要時にシステムを用いて被災状況を報告してください。

災害時情報共有システムを活用した被災状況の報告について

災害時における介護保険施設等の被害状況を国・自治体等が迅速に把握し、ライフラインの確保、必要な物資の供給、被災施設の早期復旧等、必要な措置・支援を適切に講じるため、介護サービス情報公表システム内に、災害発生時の被災状況等を登録する機能（災害時情報共有システム）が追加されました。今後、災害が発生した場合は、原則、当該システムにより、被災状況を報告してください。

なお、現在、当該システムでの報告ができない一部のサービス（（介護予防）特定施設入居者生活介護、介護報酬収入年額が100万円以下で情報公表を行っていない施設）及び、当該システムを用いた報告が困難な施設におかれましては、従前の方法により被災状況を報告してください。

地震・風水害に関する報告について（システムが機能しない場合）

地震や風水害が発生した場合は、応急措置や避難等必要な措置を講じた後に、被害状況の報告すること。

| | |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出書類 | 被害状況報告書 |
| 提出先 | 事業所等が所在する区の長寿保険課 |
| 提出方法 | ファックス又はメール |
| 報告対象 | <ul style="list-style-type: none">◆地震<ul style="list-style-type: none">・大規模な地震が発生した場合<ul style="list-style-type: none">－浜松市内で震度5以上又は静岡県内で震度6弱以上の地震が発生した場合・地震により以下の被害が生じた場合<ul style="list-style-type: none">－人的被害（けが等の程度に関わらず）が発生した場合－物的被害（被害額がおおむね10万円以上又は断水、停電等により事業運営に重大な影響を及ぼすもの）が発生した場合◆風水害<ul style="list-style-type: none">・風水害により人的・物的被害が発生した場合 |